

# 熊本県公報

号外 第22号の5  
平成18年3月31日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例……(障害者支援総室)	3
○熊本県税条例の一部を改正する条例……(税 務 課)	4
○熊本県特別措置条例の一部を改正する条例……( " )	7
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……(税 務 課)	7
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……(税 務 課)	8

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正  
診療等に係る金額の算定根拠を「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」及び「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)」から「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」及び「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改めることとした。(別表関係)
- 2 熊本県保健所条例の一部改正  
使用料の算定根拠を「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)第1号及び第2号又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号」から「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)第1号及び第2号」に改めることとした。(第3条関係)
- 3 熊本県病院事業の設置等に関する条例  
使用料の算定根拠を「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)第1号及び第2号の規定並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号の規定並びに老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号)」から「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)第1号及び第2号の規定並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改めることとした。(第8条関係)
- 4 熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正  
使用料の算定根拠を「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)第1号及び第2号又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号」から「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)第1号及び第2号」に改めることとした。(第4条関係)
- 5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 法人県民税  
規定の整理を行うこととした。(第37条、附則第15条、附則第16条関係)
- 2 法人事業税  
(1) 保険業法に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額によって課税することとした。(第39条、第40条関係)  
(2) 法人事業税の資本割の課税標準である資本等の金額を資本金等の額に改めることとした。(第40条関係)  
(3) その他規定の整理を行うこととした。(第39条、第41条関係)
- 3 県たばこ税

- (1) 県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき105円引き上げることとした。(第65条、附則第8条の2第1項関係)
- (2) 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき50円引き上げることとした。(附則第8条の2第2項関係)
- (3) 平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第7項から第14項まで関係)

#### 4 自動車税

- (1) 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更することとした。(第105条関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を、税収中立を前提に、軽減対象を重点化し、次のように講ずることとした。(附則第9条関係)

##### ア 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率のおおむね100分の50を軽減することとした。(附則第9条第2項関係)
- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率のおおむね100分の25を軽減することとした。(附則第9条第4項関係)

##### イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その経過する日の属する年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

- (ア) ガソリン車又はLPG車で平成7年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度(附則第9条第1項第1号関係)
- (イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度(附則第9条第1項第2号関係)

- (3) その他規定の整理を行うこととした。(附則第9条第3項、第5項、第6項関係)

#### 5 不動産取得税

- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで2年間延長することとした。(附則第6条の7第1項関係)
- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで2年間延長することとした。(附則第6条の7第2項関係)
- (3) 税率(本則4%)を3%としている特例措置について、次のとおりとすることとした。(附則第7条の2、改正条例附則第6項関係)

ア 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで3年間延長することとした。(附則第7条の2関係)

イ 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を3.5%とする経過措置を講ずることとした。(附則第7条の2、改正条例附則第6項関係)

#### 6 自動車取得税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第12条関係)

ア エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除することとした。(附則第12条第5項関係)

- イ エネルギー消費効果が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除することとした。(附則第12条第6項関係)
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの(以下「重量車基準適合車」という。)を取得した場合における税率は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車にあっては、100分の2)を控除した率とすることとした。(附則第12条第8項関係)
- (3) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第12条第8項関係)
- (4) その他規定の整理を行うこととした。(附則第12条第2項関係)
- 7 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、3については、平成18年7月1日から施行することとした。
- 8 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 農村地域工業等導入地区内における県税の課税免除適用期限を平成20年3月31日まで2年間延長することとした。(第4条の3関係)
- 2 中心市街地に係る県税の不均一課税基本計画の公表期限を平成20年3月31日まで2年間延長することとした。(第4条の12関係)
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)が制定・公布されたことに伴い、不動産取得税に係る規定の整備を行うこととした。(附則第2項及び改正条例附則第2項関係)
- 4 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第53号

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

(熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正)

- 第1条 熊本県子ども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。  
別表金額の欄中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に、「(平成6年厚生省告示第237号)」を「(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改める。(熊本県保健所条例の一部改正)
- 第2条 熊本県保健所条例(昭和39年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号」を削る。  
(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。  
第8条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に、「(平成6年厚生省告示第237号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号の規定並びに老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号)」を「(平成18年厚生労働省告示第99号)」に改める。  
(熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正)
- 第4条 熊本県精神保健福祉センター条例(昭和46年熊本県条例第60号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)第1号及び第2号」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の熊本県子ども総合療育センター条例別表中診療等に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療等を受ける者について適用し、同日前に診療等を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の熊本県保健所条例第3条第2項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に保健所の施設を利用し、又は保健所において行う業務に属する診療又は検査を依頼する者について適用し、同日前に保健所の施設を利用し、又は保健所において行う業務に属する診療又は検査を依頼した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例第8条第2項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療、試験、検査等を受ける者について適用し、同日前に診療、試験、検査等を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の熊本県精神保健福祉センター条例第4条第2項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療を受ける者及び検査を依頼する者について適用し、同日前に診療を受けた者及び検査を依頼した者については、なお従前の例による。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第54号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項の表第1号中「資本金等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」を改め、同表第2号から第4号まで及び同条第4項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第39条第1項第1号イ中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第3項中「この節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改める。

第40条第1項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第41条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第65条中「793円」を「898円」に改める。

第105条第3項中「又は第13条」及び「(前条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)」を削り、同条第4項中「又は第13条」を削る。

附則第6条の7第1項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第7条の2の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第8条の2中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

附則第9条第1項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第9条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)

第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令で定める許容限度(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものに対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が平成

18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第9条第3項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項に定めるもの（第5項並びに附則第12条第5項及び第6項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして省令附則第5条の2第4項に定める許容限度（第5項並びに附則第12条第5項及び第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で省令附則第5条の2第5項に」を「もので総務省令で」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第4項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車は平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第9条第5項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で省令附則第5条の2第7項に」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で省令附則第5条の2第8項に」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で」に改め、同条第6項を削る。

附則第12条第2項中「電気を動力源とする自動車」で省令附則第12条第1項に規定するものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車、同条第2項に規定するものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車、同条第4項に規定するものを「附則第9条第1項に規定する電気自動車等」に改め、同条第5項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第9条第2項に規定するエネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車で省令附則第12条の2第1項に規定するもの」を「もので総務省令で定めるもの」に、「第3項」を「第2項又は第3項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、同条第6項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」で省令附則第12条の2の2第2項に定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」で省令附則第12条の2の2第3項に」を「平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で」に、「第3項」を「第2項、第3項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「200,000円」を「150,000円」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第129条の5及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの）又は、100分の2）を控除した率とする。

附則第15条第1項第1号中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、同条第2項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

附則第16条中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第65条及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第7項から第14項までの規定は、平成18年7月1日から施行する。  
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による精算書所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 4 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第39条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 改正前の熊本県税条例附則第7条の2の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。  
(県たばこ税に関する経過措置)
- 7 平成18年7月1日(次項及び第10項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 指定日前に熊本県税条例第64条第1項の規定による売渡し又は同条第2項の規定による売渡し若しくは消費等(地方税法(昭和25年法律第226号)第74条の6第1項第1号及び第2号の売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第64条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第14項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定による製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなる者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持させるものに限る。)を指定日に県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。  
(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき105円  
(2) 新条例附則第8条の2第項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円
- 9 前項の規定による県たばこ税の賦課徴収に関する事務(第14項に規定する当該県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。)は、新条例第3条第2項に規定する県たばこ税の賦課徴収に関する事務から除く。この場合において、前項の規定による県たばこ税の賦課徴収に関する事務に係る課税地は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とする。
- 10 第8項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、課税地の地域振興局長又は熊本県税事務所長(次項において「地域振興局長等」という。)に提出しなければならない。  
(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数  
(2) 前号の本数により算定した第8項の規定による県たばこ税額  
(3) その他参考となるべき事項

- 11 第8項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第17条第3項に規定する市町村たばこ税にかかる申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第2項に規定するたばこ税に関する申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、課税地の地域振興局長等に提出されたものとみなす。
- 12 第10項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 13 第8項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第64条の3第2項中「前項」とあるのは「熊本県税条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第54号）附則第8項」と読み替えて、新条例第2章第5節の規定（新条例第66条の2第1項から第4項まで及び第66条の4の規定を除く。）を適用する。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第8項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法第74条の14の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第66条の2第1項から第4項までの規定により熊本県税事務所長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。  
（自動車税に関する経過措置）
- 15 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 16 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第55号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号及び第4条の12中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「家屋又はその敷地である土地」を「家屋の敷地である土地」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の熊本県税特別措置条例附則第2項の規定は、同項に規定する家屋の取得がこの条例の施行の日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第40号

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第29号の4の4様式中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県訓令第42号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
別記第17号様式中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。